



令和8年度 荒川区フリースクール等 利用児童生徒支援補助金のご案内

不登校傾向にある小学生や中学生の皆さんが、それぞれの特性にあった居場所（フリースクール等）を確保し、不登校状態から社会的な自立への一歩を踏み出すための支援制度です。

補助の対象者

次のすべてにあてはまる方を対象とします。

- (1) **東京都から令和8年度フリースクール等利用支援事業助成金の交付決定を受けた方のうち（助成金の交付決定通知書を受領した方）** 荒川区内に住所を有し、かつ荒川区立学校に在籍する児童生徒の保護者の方
- (2) 前年度（令和7年度）分の個人住民税及び国民健康保険料を滞納していない保護者の方
要件の詳細は、区ホームページでご確認ください。



補助金額

児童生徒一人につき 2万円/月を上限（令和8年4月利用分からが補助対象）



保護者が負担した利用料から東京都が交付する助成金を差し引いた額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）が補助金額となります。

入会金、施設維持費、教材費などは対象外です。

申請方法・お問合せ

必要書類を以下の提出先へ郵送してください。

封筒に「**荒川区フリースクール等利用児童生徒支援補助金申請書兼請求書 在中**」と朱書きしてください。

【提出・お問合せ先】電話 03-3802-5720

〒116-0002 荒川区荒川三丁目49番1号

荒川区教育委員会事務局教育センター教育相談係

フリースクール等利用補助金交付担当 宛



申請の流れは裏面を
ご覧ください



必要書類の様式は、区ホームページからダウンロードできます

申請の流れ

STEP 1 区へ申請前に、東京都へ令和8年度フリースクール等利用者支援事業助成金を申請

東京都から交付決定を受けた方に「東京都フリースクール等利用者支援事業助成金交付決定通知」が届きます。

STEP 2 交付申請及び請求

下記の利用対象期間ごとに、(1)～(3)の必要書類を提出してください。

利用対象期間（令和8年度）	受付開始	受付終了
第1四半期分（4月1日から6月30日）	令和8年9月1日(火)～	令和9年3月31日(水) 各期間をまとめて 申請することも可能
第2四半期分（7月1日から9月30日）	令和8年11月1日(日)～	
第3四半期分（10月1日から12月31日）	令和9年2月1日(月)～	
第4四半期分（1月1日から3月31日）	令和9年3月16日(火)～	

- (1) 荒川区フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）
 - (2) 「東京都フリースクール等利用者支援事業助成金交付決定通知書」の写し
 - (3) 領収書その他補助対象経費の支払い金額を確認することができる書類の写し
- (3)は、東京都へ申請する領収書等と同一のものを提出してください。

* 第4四半期分については、受付期間が短いためご注意ください。

令和9年3月31日までに書類提出が間に合わない場合には、受付終了前に必ずご連絡ください。

* 「荒川区フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付申請書兼請求書」を作成する際は、**必ず別紙の「記入例」をご確認のうえ**、作成してください。

STEP 3 交付決定通知書の受領

区審査（約1.5～2か月）後、交付決定となった方に「荒川区フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付決定通知書（第2号様式）」が届きます。

STEP 4 補助金の受給

交付決定通知送付後（約2～3週間）後、区から補助金を指定口座にお振込みします。振込予定日につきましては、交付決定通知書送付時にご案内いたします。

補助金交付要綱や必要書類等の詳細については、
必ず区ホームページをご確認ください

<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a050/kyouiku-seishounen/kyouikushien/hojyokinn.html>

